情報科学習指導案

授業者: 大西洋(京都市立西京高校)

- 1. 日時: 6月上旬
- 2. 単元: 社会と情報「情報安全 6. 知的財産権の概要と産業財産権」(p.72-73)
- 3. 教科書: 実教出版『高校 社会と情報』
- 4. 単元の目標

多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる。また、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることを理解させる。

- 5. 単元の指導計画
 - §. 情報社会における法と個人の責任
 - 1. 著作権 (2 時間)

2. その他の知的財産 (1 時間, 本時) 3. 個人情報 (1 時間)

6. 教材観

知的財産法は成果メディアの一つであり、権利者と利用者の間の trade-off 関係を平衡している。前時で扱った著作権と知財の双璧をなし、産業財産権の代表でもある特許制度については、発明者に大きな権利が与えられることから、特許として認められるためのハードルが極めて高くなっている。特に、特許要件のうち重要な位置を占める新規性と進歩性の概念は、生徒が日常生活の中で trade-off 関係を批判的に思考する上でも優れた示唆を与える。従って、知財の概要を紹介するだけでなく、新規性と進歩性を学ぶことを通じて成果メディアとしての法について、生徒の認識を深められる授業を行いたい。

7. 生徒観

西京高校の1年生は全体的にコミュニケーション能力が高く、他校と比べても学力的に秀でているといえる。文化祭で演じる劇やフィールドワークの事前学習に積極的に取り組む他、美術や音楽などへの素養の深さも随所に伺える。京都という土地柄もあり、生徒はこうした文化的活動に関わる機会も多いため、新規性と進歩性を考える活動は、身近なものとして主体的に取り組むと考えられる。

8. 本時の目標

- 優れたアイデアの条件である新規性と進歩性の概念を理解し、生徒個々の創造活動に対する認識を深化させる こと。
- 日本の知的財産制度の概要を理解し、権利者と利用者の間の trade-off 関係と、それを調整する役目を持つ知財法の成果メディアとしての側面を理解すること。

9. 指導計画

展開	•:指導課程, •:学習活動, 枠内:板書	留意事項
> ≠ ¬	• 前時の著作権法に関する内容を復習する。	
導入 (5 分)	• 著作物の定義や例を復習しつつ、アイデアは著作権法では保護されないことを確	タブレットの準備状況 に配慮する。
	認する。	
	●タブレットの準備作業を行う。	
展開 1 (10 分)	●アイデアを保護する特許を皮切りに、知的財産の概念と知的財産権を説明する。	生徒のタイピング速度 に留意する。知財を専 門とする弁理士、管轄 する特許庁にも言及す る。
	知的財産 … 人間の知的活動により創りだされた財産	
	知的財産権	
	● 著作権 <i>(</i> 表現を保護 <i>)</i>	
	• 特許権、実用新案権 (アイデアを保護)	
	意匠権 (デザインを保護)	
	• 商標権 <i>(</i> ロゴマークを保護 <i>)</i>	
展開 2 (10 分)	• 特許制度の概要と、特許要件 (特に新規性と進歩性) を説明する。	実用新案、意匠、商標 も同様であることに言 及する。
	特許要件 (特許になるための条件):	
	新規性: その発明が既に知られていたり、公開されていたりしないこと	
	進歩性:その発明の属する分野での専門家でも、容易に発明できないこと	
	 ● 事例を通じて、新規性と進歩性の概念を理解する。	
	• 特許の例を用いつつ、新たな発想も既存のものの組み合わせで生まれることを伝	課題では、新規性・進
展開 3 (20 分)	える。	歩性に加え実現可能性 (産業上の利用可能性) も重要だと伝える。
	●GW 課題 (「高校生の生活を豊かにするもの」の考案) を提示し、キーワードリス	
	トを配布する。	
	 ● キーワードリストを組み合わせながら、新規性・進歩性のあるアイデアを考える。	
	●GW 課題を提出する。	
	◦提出された GW 課題を全体で共有する。	
	● 他班の課題を検討しながら、新規性・進歩性の判断力を身に付ける。	
	● 単に組み合わせるだけでは進歩性が不十分で、その分野の知識が必要だと認識	
	する。	
総括 (5分)	•機能的分化社会において新規性と進歩性が trade-off 関係に果たす役割と、その調	
	整役 (成果メディア) としての法があることを復習する。	